

引上げ分の地方消費税収の用途について（令和6年度決算）

田野畑村

地方消費税率改定に伴う引上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

本村における引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の地方消費税交付金）とその用途は以下のとおりです。

【歳入】 社会保障財源化分の地方消費税交付金	44,526	千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	395,217	千円（一般財源ベース）

【社会保障経費等の用途および財源内訳】

単位：千円

用途	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉費	195,116	65,591	48,329	342	9,109	71,745
高齢者福祉費	158,275	3,327	13,922	7,474	15,046	118,506
児童福祉費	169,479	32,207	14,355	6,956	13,064	102,897
保健衛生費	66,927	227	235	16,612	5,617	44,236
公債費	346				39	307
共済費	14,651				1,651	13,000
合計	604,794	101,352	76,841	31,384	44,526	350,691
	特定・一般財源計	209,577			395,217	